

ふくい消費生活

高齢者・若者の消費者トラブル 声をかけてみましょう

高齢者や若者の消費者トラブルを防ぐためには、ご本人が意識を高めていただくとともに、ご家族や周りの方々が悪質商法の手口を知り、日頃から高齢者や若者の様子を気にかけて、見守っていただくことが大切です。

「あれ、いつもと違って変だな」と変化に気づいたら、声をかけていただいたり、消費生活相談窓口へつないでいただき、高齢者や若者の消費者トラブルを防ぎましょう。

声かけについて

本人から相談された場合、問い詰めたり、全否定するような口調だと、本人の心を閉ざしてしまいがちです。相手を受け入れる気持ちを持って、ゆっくりと話を聞きましょう。

声かけNG ワード集



本人の意識に関すること

- おだてにのっちゃって…
- 欲を出すから…
- だまされてるんじゃない?
- 何であんなのに引っ掛かるの?

契約に関すること

- 何で契約までしちゃったの!?
- 何できちんと契約書を読まなかったの!?



「気をつけよう! 見守ろう! ふくいの消費生活」はこちらからダウンロードできます→

目次

- 儲け話に関するトラブルにご注意! 2
- 冬に増加する高齢者の事故! (窒息・溺水) 3
- 冬の屋外! 潜む危険に注意 4
- 県消費生活センター商品テスト業務のご紹介/商品テストについて (パックご飯) 5
- 多重債務者無料相談会/エシカルチャレンジ2024/モニターさんからの報告 6
- 福井県警からのお知らせ 7
- 専門家による消費生活相談会/消費生活センターのご案内/アンケートのお願い 8

儲け話に関するトラブルにご注意！

投資や副業といった儲け話をきっかけにした消費者トラブルが年齢を問わず依然として続いています。

特に無登録業者からの投資や暗号資産の勧誘によるトラブルが目立っています。投資の勧誘をする場合は、海外の業者であっても金融商品取引業の登録が必要です。登録を受けた業者については、「免許・許可・登録を受けている業者一覧」(金融庁)で、暗号資産交換業者にかかる情報や利用者向けの注意喚起等に関する情報は、「暗号資産の利用者のみなさまへ」(金融庁)で、それぞれ確認できます。

- 海外での無登録業者が「高利回りなので儲かる」と投資話を持ち掛け投資させるが、儲からずトラブルになっているケース
- マッチングアプリを利用して近づき、アプリ内で暗号資産の取引をするよう勧誘を行い、配当や暗号資産の払い戻しに応じずにトラブルになっているケース
- 動画投稿サイトに副業の広告を出し、「簡単に儲かる方法を教える」と高額なサポート契約の勧誘を行い、遠隔操作アプリを悪用して消費者金融で借金をさせ、儲かる方法を教えずトラブルになっているケース



★投資や儲け話を聞いたら、
まず疑いましょう！

「必ず」「確実」はウソ

そんな儲け話ありません。

**「高利回り」は
怪しい**

本当に儲かる話は、
他人には教えません。



★副業や稼ぎ話の勧誘にも
注意しましょう！

「楽しんで」「簡単」はウソ

勧誘している人の方に、楽しんで簡単にお金が行ってしまいます。

**「サポート」
「コーチ」は怪しい**

本当に儲かる話は、
他人には教えません。



投資勧誘を受けた場合には、業者の登録の有無なども確認し、契約するつもりがなければきっぱりと断りましょう。

また、年末年始の時期、ご家族の間などでお話しする機会に、儲け話への注意喚起をお願いします！

もし被害に遭われたら、最寄りの消費生活センターに
すぐに相談してください！

冬に増加する高齢者の事故!

餅による窒息事故、 浴室での溺水事故に注意

窒息

◆事故を防ぐための注意ポイント

- ①餅は、小さく切り、食べやすい大きさにしてください。
- ②飲み物や汁物などを飲み、喉を潤してから食べましょう。(ただし、よく噛まないうちに飲み物や汁物などで流し込むのは危険です。)
- ③一口の量は無理なく食べられる量にしましょう。
- ④ゆっくりとよく噛んでから飲み込むようにしましょう。
- ⑤高齢者が餅を食べる際は、周りの方も食事の様子に注意を払い、見守りましょう。



溺水

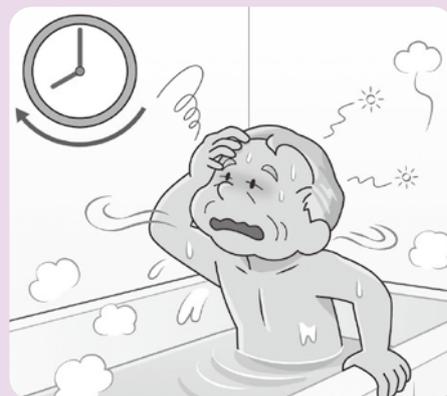
◆入浴前の注意ポイント

- ①脱衣所や浴室を暖めましょう。(断熱性の向上と暖房設備の導入を検討も)
- ②こまめな水分補給をしましょう。
- ③食後すぐの入浴や、飲酒後、医薬品服用後の入浴は避けましょう。
- ④入浴する前に同居者に一声掛けて、意識してもらいましょう。



◆入浴時の注意ポイント

- ①湯温は41度以下、湯につかる時間は10分までを目安にしましょう。
- ②湯温や部屋間の温度差、入浴時間など普段意識しにくい部分について、温度計やタイマーを活用して見える化しましょう。
- ③浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう。
- ④浴槽内で意識がもうろうとしたら、気を失う前に湯を抜きましょう。



潜む危険に注意



凍結による転倒



側溝や融雪溝への転落



落雪

除雪機を使用する際の気を付けるポイント

- ①デッドマンクラッチ機構などの安全機能を無効化しない
- ②後進する際には、転倒したり、挟まれたりしないよう、周囲の状況に十分注意する
- ③周囲に人がいない状況で作業する
- ④その場を離れるときは、エンジンを切る
- ⑤雪詰まりを取り除く際は、エンジン及び回転部の停止を確認し、雪かき棒を使用する
- ⑥除雪機は始動/停止も含め風通しの良い屋外で使用する



雪下ろしの際の気を付けるポイント

- ①雪下ろしは2人以上で行う
- ②命綱とヘルメットをつける
- ③はしごはしっかり固定する
- ④晴れの日には注意(雪がゆるんでいる)
- ⑤建物のまわりに雪を残しておく
- ⑥雪下ろしは重労働なので、決して無理をせずこまめに休憩をとりながら行いましょう



リビングでの省エネ



- 冬の暖房は、室温設定20℃が省エネの決め手
- 部屋着に工夫して体感温度を上げる
(カーディガン+2.2℃ ひざかけ+2.5℃ ソックス+0.6℃)
- 暖房は外出・就寝時の15~30分前オフを心がける
- 日中は日差しを取り入れて暖房省エネ!
- カーテンは厚手の床まで届くサイズを
- 内窓の設置も効果的
- エアコン 冬は風向きを下に



北海道経産局「実践!おうちで省エネ」より

福井県消費生活センター 商品テスト業務のご紹介

県消費生活センターでは、

- 苦情品の原因究明のためのテスト
- 市販品の価格や表示、品質等を調査し、その結果を消費者に情報提供する「試買テスト」
- テスト機器を活用した“実習”と、消費トラブルについての知識を学ぶ“ミニ講義”を組合せた「実習型の消費者講座」
- 団体等への簡易テスト機器の貸出し

を行っています。

パックご飯 17商品を調べました

白米のパックご飯16銘柄と、参考として赤飯のパックご飯1銘柄について、表示内容の調査、単価の比較、試食評価などを実施しました。

テスト結果

- すべての商品で、食品表示法の食品表示基準に基づいた適正な表示をしていました。
- 法定事項以外の注意事項としては、「フタ(フィルム)や容器(トレー)に傷が付くとカビが生えるため注意する」、「外気との温度差で容器内に水滴がつくことがあるが、品質・衛生上の問題は無い」などの表示がありました。
- 購入日から賞味期限までの日数を算出したところ、163～345日(5か月以上～11か月以上)でした。このため、パックご飯を備蓄する場合は、5か月程度を目安に賞味期限の確認や入替えを行うのが望ましいと考えられました。なお、賞味期限までの日数の長さ、添加物の有無との関連性は見出せませんでした。
- 白米16銘柄の1パック(1食)あたりの価格は70～143円で、2倍以上の価格差がありました。しかし、内容量(g)、入数、使用されている米のブランド、賞味期限までの日数の長さ、試食評価結果など、いずれとの関連性も見出せませんでした。
- 「外観、香り、味、粘り、硬さ」の5項目について、モニターによる白米16銘柄の試食評価を実施したところ、おおむね、酸味料などの添加物を含む銘柄で評点が低い傾向がありました。

消費者へのアドバイス

- 加熱していないパックご飯は消化しにくい状態のご飯なので、電子レンジ、湯せん、その他の方法により、必ず加熱してから食べるようにしてください。また、加熱後のパックご飯は炊いたご飯と同じ状態であるため、なるべくすぐに食べきる必要があります。
- 各メーカーは、「災害時等に包装米飯を温める方法」についてウェブサイトで紹介しています。なお、災害時等で加熱自体が困難な状況を想定する場合には、賞味期限が年単位である「アルファ化米」や「フリーズドライごはん」などを選択するのも一つの方法です。

詳しくはホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。



県消費生活センター
「令和5年度試買テストの結果がまとまりました」

対象品 全体画像

多重債務者 無料相談会

きちんとした手続きをとれば、多重債務は解決できます。
一人で悩まず、お気軽にご相談ください。弁護士または司法書士が
法律相談に応じます。(事前にお電話で予約をお願いします。)
※秘密は厳守しますので安心してご相談ください。相談は無料です。

若者の方でも
参加できます。

県嶺北会場	日時	11月9日(土) 10:00~12:00 13:00~15:00	福井市会場	日時	11月11日(月) 14:00~16:00
	場所	福井県消費生活センター (福井市手寄1丁目4-1 AOSSA7階)		場所	福井市消費者センター (福井市田原1丁目13-6)
	予約受付	福井県消費生活センター ☎0776-22-1102		予約受付	福井市消費者センター ☎0776-20-5588
大野市会場	日時	11月28日(木) 18:00~20:00	あわら市会場	日時	11月29日(金) 14:00~16:00
	場所	大野市役所 1階 第1会議室 (大野市天神町1-1)		場所	あわら市消費者センター (あわら市市姫3丁目1-1)
	予約受付	大野市消費生活センター ☎0779-64-4831		予約受付	あわら市消費者センター ☎0776-73-8017
坂井市会場	日時	11月9日(土) 10:00~12:00	勝山市会場	日時	11月14日(木) 14:00~16:00
	場所	坂井地域交流センター いねす 「坂井市消費者フェスタ」会場内 (坂井市坂井町蔵垣内34-14-1)		場所	勝山市役所 1階 相談室 (勝山市元町1丁目1-1)
	予約受付	坂井市消費者センター ☎0776-50-3029		予約受付	勝山市消費者センター ☎0779-88-8103
鯖江市会場	日時	11月19日(火) 14:00~16:00	敦賀市会場	日時	11月11日(月) 14:00~16:00
	場所	鯖江市役所 5階 会議室 (鯖江市西山町13-1)		場所	敦賀市役所 1階 相談室 (敦賀市中央町2丁目1-1)
	予約受付	鯖江市消費生活センター ☎0778-53-2204		予約受付	敦賀市消費生活センター ☎0770-22-8115
小浜市会場	日時	11月20日(水) 14:00~16:00	県嶺南会場	日時	11月16日(土) 10:00~12:00 13:00~15:00
	場所	小浜市役所 4階 401会議室 (小浜市大手町6-3)		場所	福井県嶺南消費生活センター (小浜市小浜白鬚112白鬚業務棟3階)
	予約受付	小浜市消費生活相談室 ☎0770-53-1140		予約受付	福井県嶺南消費生活センター ☎0770-52-7830

主催：県 福井弁護士会 福井県司法書士会／開催市

エシカル チャレンジ 2024

公式インスタグラム
またはX(エックス)をフォローして、
「エシカル消費に関するクイズ」に答えよう。
正解者の中から抽選で、
**エシカルな福井県産品(3,000円相当)を
プレゼント!**

第3回 令和6年11月10日(日)
▶12月10日(火)

プレゼント **規格外野菜
詰め合わせセット**

第4回 令和7年1月10日(金)
▶2月10日(月)

プレゼント **セルフ商品
羽二重トースト**

応募方法

- ①公式インスタグラムまたはXを
フォロー(@ethical_fukui)する。
※フォローしていない方は抽選対象外となります。
- ②応募フォームから
クイズの答え、
必要情報を入力する。

詳細・応募はこちらから▶



身近でも起きています ~ふくい消費生活モニターさんからの報告~

- ・非通知番号などの身に覚えのない番号から何度も着信がありました。(8月)
- ・総務省管轄の総合通信基盤局を名乗り
「迷惑メールが送信されてることが判明した。すぐに被害届をして欲しい。
転送する緊急ダイヤルを使用し被害届を出すように」との
不審な着信がありました。(8月)



などの報告がありました。

国際電話番号による 特殊詐欺が急増中!!

+1 や +44 などから始まる番号、たとえば

+1312345678

+44698765432



このような表示の電話には
出ない、
かけ直さないよう、
ご注意ください。



海外との電話が不要な方は、発信・着信を
無償で休止できます

今すぐお申し込みを

国際電話不取扱受付センター

お申し込み
お問い合わせは
こちらから

電話番号 0120-210-364 (通話料無料)

取扱時間

オペレータ案内
平日午前9時から
午後5時まで

自動音声案内
平日、土日祝
24時間

詳細情報は
こちらから



固定電話・ひかり電話が対象です。

そのほかにも一定の条件がありますので、詳しくは申込みの際に確認ください。

総務省 警察庁

福井県警察本部 生活安全企画課 0776-22-2880

消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

令和6年11月～令和7年1月の開設日

開設時間/14:00～16:00

分野	11月		12月		令和7年1月	
福井弁護士会 (法律)	5日(火)	県消費生活センター	3日(火)	県消費生活センター	14日(火)	県消費生活センター
	14日(木)	県嶺南消費生活センター	12日(木)	敦賀市消費生活センター	22日(水)	県消費生活センター
	20日(水)	県消費生活センター	18日(水)	県消費生活センター		
司法書士(法律)	28日(木)	県嶺南消費生活センター	19日(木)	県嶺南消費生活センター	23日(木)	県嶺南消費生活センター

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・県嶺南消費生活センターまでご連絡ください。
市町の相談窓口で開催の場合は、その開催市町でも予約できます。

お気軽に
ご相談下さい



消費生活のご相談は… 土日も相談を受け付けています

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

受付時間/9:00～17:00 (祝日・年末年始は休館)

(※県嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館です)

ホームページ

🔍 福井県 消費生活

県消費生活センターHP



フェイスブック

県消費生活センター
Facebook



メールで相談の
受付ができます!

県消費生活センターHP
[消費生活メール相談]



消費者ホットライン **188**
局番なし

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

※携帯電話からの通話は無料通話の対象外です

情報誌に関するアンケートを実施しています



スマートフォンでカメラを起動します。
カメラをQRコードにかざし、読み取りたいQRコードをタップします。
表示された通知(URL)をタップすると、アンケートのページへ移動できます。
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

◀◀◀◀アンケートはこちらから ぜひ、ご意見をよろしくお願いたします。

発行

福井県防災安全部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633



安全安心ふくい
X(エックス)

消費に関する安全安心の
情報を発信しています。
ぜひ、フォローしてくだ
さい。

@AnshinFukui

発行日/令和6年11月